

医薬審発 1011 第 2 号
令和 5 年 10 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課長
(公印省略)

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施に伴う協力依頼について

標記について、別添のとおり警察庁生活安全局保安課長より依頼がありましたので、警視庁及び道府県警察本部との実務についての打合わせ等、御協力をお願い致します。

なお、これまで例年 11 月を危険物運搬車両に対する指導取締りの実施期間として重点的に指導取締りを推進してきたところ、今後は全国一律の実施期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、より実効的な指導取締りを地域の実情に応じて実施することといたします。

また、協力にあたっては、「毒物劇物監視指導指針の改訂について」（令和 2 年 2 月 17 日付け薬生発 0217 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）で示した毒物劇物監視指導指針の運搬に関する部分を参考にするとともに、「毒物又は劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について」（平成 15 年 4 月 4 日付け医薬化発第 0404001 号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知）で示した毒物又は劇物の流出、漏洩事故等の防止対策の運搬に関する部分についても御留意願います。